

新潟市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第1号

新潟市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の通勤手当に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び住居、通勤経路、若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃の額に変更があった場合」を削り、「その通勤の実情を任命権者が定める通勤届により速やかに任命権者に届けなければならない」を「任命権者が定める様式の通勤届により、その通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない」に改め、同項に後段として次のように加える。

同項の職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。

第3条第1項に次の各号を加える。

- (1) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合
- (2) 第17条第1項第3号又は第4号の職員たる要件を欠くに至った場合

第4条第1項中「提示」を「提示又は第17条第1項第3号若しくは第4号の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出」に改める。

第6条中「新幹線鉄道等」を「条例第14条の2第3項に規定する新幹線鉄道等（以下「新幹線鉄道等」という。）」に改める。

第8条第1項中「以下次項」を「次項及び第10条第2号」に改め、同項第1号中「第14条の2第7項」を「第14条の2第8項」に改める。

第10条第1号中「額（同項第1号に規定する1月当たりの運賃等相当額（以下「1月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第2号に定める額の合計額が5万5,000

円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を「額」に改め、同条第2号中「1月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては）」を「運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては）」に改める。

第12条中「通常の通勤の経路及び方法による場合には公署を異にする異動又は在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情」を「通勤の実情」に、「又は交通事情等」を「（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等」に改める。

第13条中「において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居」を「おける次に掲げる住居」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア 条例第14条の2第3項本文に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの

第14条を削る。

第15条の見出し中「新幹線鉄道等」を「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等」に改め、同条第1項中「新幹線鉄道等に」を「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に」に改め、同条第2項中「新幹線鉄道等」を「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等」に改め、同条第3項中「特別料金等の額の2分の1に相当する額」を「特別料金等相当額（第18条第4項において「特別料金等相当額」という。）」に、「同項第1号」を「同項第1号及び第2号」に、「「定期券の価額」とあるのは「定期券の価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、」を「同項第2号中」に、「運賃等の」を「運賃等」に改め、同項後段中「特別料金等の額の2分の1に相当する」を「特別料金等」に改め、同条を第14条とする。

第25条を第26条とし、第22条から第24条までを1条ずつ繰り下げる。

第21条第1項中「第18条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条を第22条とする。

第20条第1項中「条例第14条の2第7項」を「条例第14条の2第8項」に改め、同項ただし書中「新幹線鉄道等に係る通勤手当」を「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当」に改め、同条を第21条とする。

第19条第1項中「第14条の2第6項」を「第14条の2第7項」に改め、同項第3号中「外国の地方公共団体の機関等に派遣される新潟市職員の処遇等に関する条例（平成元年新潟市条例第34号。以下「外国派遣条例」という。）」を「外国派遣条例」に、「新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年新潟市条例第35号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）」を「公益的法人等派遣条例」に、「第21条第2項」を「第22条第2項」に改め、同条第2項中「条例第14条の2第6項」を「条例第14条の2第7項」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 1月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に1月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等又は新幹線鉄道等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等又は新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

イ 使用している定期券に通用期間が6月を超えるものがある場合 人事委員会の定める額

(2) 1月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額並びに人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0）

イ 前号イに掲げる場合 人事委員会の定める額

第19条第3項を削り、同条第4項中「条例第14条の2第6項」を「条例第14条の2第7項」に、「前2項」を「前項」に、「当該給与」を「人事委員会の定めるところにより当該給与」に改め、同項を同条第3項とし、同条を第20条とし、第18条を第19条とする。

第17条第1項中「第4項各号に掲げる」を「第4項に規定する」に、「当該各号」を「同項」に、「この条及び第22条」を「この条、第20条第2項第2号及び第23条」に改め、同条第2項中「離職し」を「離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が新

潟市の休日を定める条例（平成元年新潟市条例第35号）第1条第1項に規定する市の休日当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い市の休日でない日を含む。）に新たに俸給表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし」に改め、同条第4項中「条例第14条の2第5項」を「条例第14条の2第6項」に、「次の各号に掲げる通勤手当」を「1月当たりの運賃等相当額等（第10条第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第14条の2第2項第2号に定める額（第10条第2号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第20条第2項において「1月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当」に、「同項」を「条例第14条の2第6項」に、「人事委員会が定める期間」を「人事委員会規則で定める期間」に、「当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間」を「その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間」に改め、同項各号を削り、同条を第18条とする。

第16条の見出しを削り、同条中「次に掲げる職員」を「次に掲げる職員（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）」に改め、同条第1号を次のように改める。

- (1) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される新潟市職員の処遇等に関する条例（平成元年新潟市条例第34号。以下「外国派遣条例」という。）第2条第1項又は新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年新潟市条例第35号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰した職員のうち、条例第14条の2第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該事由の発生に伴い、当該事由の発生の直前の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しな

いで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものに限る。)

第16条第2号中「当該住居」を「当該転居後の住居（特定住居を含む。）」に、「新幹線鉄道等でその利用が第14条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を「新幹線鉄道等」に改め、同条中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 職員又は配偶者の公署を異にする異動又は在勤する公署の移転（配偶者が職員でない場合にあっては、これらに相当するものを含む。）に伴い、配偶者と同居して満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上であり、かつ、当該子の養育を行っているものに限る。)

(4) 職員又は配偶者の父母（介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上あり、かつ、当該父母の介護を行っているものに限る。)

第16条に次の1項を加える。

2 前項第1号及び第2号において「特定住居」とは、同項第1号に規定する事由の発生又は同項第2号に規定する転居（以下この項において「事由の発生等」という。）の日以後に転居する場合における当該事由の発生等の日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であって次に掲げるものをいう。

(1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア 当該事由の発生等の直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの

第16条を第17条とする。

第14条の次に次の1条、見出し及び1条を加える。

（俸給表の適用の直前の住居に相当する住居）

第15条 条例第14条の2第4項の人事委員会規則で定める住居は、俸給表の適用を受ける職員となった日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

(1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の

住居であって次に掲げるもの

ア 条例第14条の2第4項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの

（権衡職員等の範囲）

第16条 条例第14条の2第4項の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものとする。

(1) 新たに俸給表の適用を受ける職員となった者（条例第14条の3の3に規定する国、他の地方公共団体等の職員であった者から人事交流等により俸給表の適用を受ける職員となった者（次号において「人事交流等職員」という。）を除く。）のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする公署に在勤することとなった者

(2) 人事交流等職員のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置)

第2条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き職員（新潟市給与条例等の一部を改正する条例（令和7年新潟市条例第7号）第1条の規定による改正前の新潟市給与条例（以下この項において「改正前の給与条例」という。）第14条の2第2項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（この規則による改正前の新潟市職員の通勤手当に関する規則（以下この項において「改正前の通勤手当規則」という。）第10条第3号に掲げる職員に係るものを除き、2以上の普通交通機関等（改正前の通勤手当規則第6条に規定する普通交通機関等をいう。第1号において同じ。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下この条において「改正前の1月当たりの運賃等相当額」という。）、同項第2号に規定する額（改正前の通勤手当規則第10条第2号に掲げる職員に係るものを除く。以下この条において「改正前の自動車等の利用に係る額」という。）及び改正前の給与条例第14条の2第3項第1号に規定する特別料金等の額をその支給単位期間（同条第7項に規定する支給単位期間をいう。次項において同じ。）の月数で除して得た額（2以上の新幹線鉄道等（同条第3項に規定する新幹線鉄道等をいう。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。次項第2号において「改正前の1月当たりの特別料金等相当額」という。）の合計額が15万円を超えている職員を除く。）に支給されている通勤手当のうち次の各号に掲げるもの（施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等（改正前の通勤手当規則第17条第1項に規定する支給単位期間等をいう。）に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

- (1) 普通交通機関等及び改正前の給与条例第14条の2第1項第2号に規定する自動車等に係る通勤手当（改正前の1月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が5万5,000円を超える場合のものに限る。）
- (2) 改正前の給与条例第14条の2第3項第1号に規定する新幹線鉄道等に係る通

勤手当

2. 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、各月における当該各号に定める額（1円未満の端数がある場合にあってはその端数を切り捨てた額とし、当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあっては当該各号に定める額の合計額とする。）を、支給単位期間を1月とする通勤手当として支給する。

(1) 前項第1号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の1月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額から5万5,000円を減じて得た額

(2) 前項第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の1月当たりの特別料金等相当額から当該1月当たりの特別料金等相当額の2分の1に相当する額（その額が2万円を超える場合にあっては、2万円）を減じて得た額

（権衡職員等に関する経過措置）

第3条 この規則による改正後の新潟市職員の通勤手当に関する規則（次条及び附則第5条において「改正後の通勤手当規則」という。）第15条の規定は、施行日以後にされた転居について適用する。

第4条 改正後の通勤手当規則第16条の規定は、施行日前に新たに俸給表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

第5条 改正後の通勤手当規則第17条第1項第3号及び第4号の規定は、施行日前にこれらの号に掲げる職員となった者（これらの号に規定する当該日以降の転居をしたものを除く。）にも適用する。